

**EC の農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護**  
(パネル報告 WT/DS174/R & WT/DS290/R、提出日 2005 年 3 月 15 日、  
採択日 2005 年 4 月 20 日)

米 谷 三 以

I. 事実の概要

1. 事案の概要

本件は、EC の地理的表示(geographic indications, GI)保護に関する理事会規則 (EEC) No. 2081/92 of 14 July 1992(以下、「地理的表示保護規則」という)に関するものである。

EC の地理的表示保護制度は、製品の品質と特質とが産地の地理上の条件に由来することを示すものとして、当該製品についてのみ、当該産地を含む地域の名称又は当該地域の名称に当該産地を示す一般名詞とを組み合わせた地理的表示を使用できるようにする制度である。EC においては、生産者団体その他によって登録が申請され、生産条件などについて審査を受けた後登録される。生産条件に合致した製品か否かについては一定の要件を充たす検査機関が認証することが予定されている。商標と異なり、登録申請者のみならず、登録された生産条件を充たして当該地域において生産される製品についてであれば誰でも登録された地理的表示を利用できる。逆に、登録申請者であっても、登録された生産条件に合致しない製品については登録された地理的表示を使用できない。

地理的表示の例としては、蒸留酒(シャンパンなど)のほか、グリュイエールチーズ、パルマハムなどが挙げられる。

本件で問題とされたのは概ね以下の 5 つの点である。

- ▶ 地理的表示保護規則 12 条(1)は、EC の地理的表示に対する同等の保護を認め、EC 産品に相互主義的な保護を認めているとの要件を充たさない国の地理的表示の保護を認めていない(7.38 項)(以下、「同等性及び相互主義要件」という)。
- ▶ EC 域内国の地理的表示の登録申請は当該地理的表示の関連する国の政府に提出し、政府が正当と認めたもののみ EC 当局に送付される(5 条(4)・(5))が、EC 域外国の地理的表示の登録申請も、当該国の政府に提出され、政府が正当と認めたもののみ EC 当局に送付されることになっている(12a 条(1)・(2))(7.240 項～243 項)(以下、「本件申請要件」という)。

- 登録申請された地理的表示が公告された後、正当な利害関係を有する者は登録に対して異議を提出できる。EC 域内国における地理的表示に対し、EC 域内に居住する者が行う異議については、居住国政府に対して異議を提出する(7条(1)・(3))。これに対し、EC 域外国における地理的表示に対する異議は、それぞれ居住国政府に対して提出される(12b条(2))(7.308項～311項)(以下、「本件異議手続」という)。
- 登録申請には、充たすべき製品の要件のほか当該要件該当性を検査する手続の詳細を記載することが求められている(12a条(1)・4条)。第三国の地理的表示の登録申請については、検査手続が確立されていることについて当該第三国政府の証明書が要求されている(12a条(2)(b))。EC 域内国の地理的表示についてはかかる証明書は不要であるが、EC 域内国はかかる検査手続を整備する義務を負っている(7.374項～381項)(以下、「本件検査手続要件」という)。
- EC 域外国の地理的表示が域内における保護すべき地理的表示と同一である場合、当該地理的表示の登録は、現地の伝統的使用及び混同の現実的な危険性に適切な考慮を払って行われ、当該地理的表示の使用は、製品の原産地をラベルに明確に表示することを条件としてのみ認められる(12条(2))(7.464項)(以下、「本件表示要件」という)。

## 2. 手続の時系列

本件は、米国と豪州とが EC に対してパネル手続を要求し、一旦単一パネルが形成されたが、EC の要請により、別々のパネル報告書の提出が求められたものである。パネル報告書に対して上訴はなく、2005年4月20日に採択された。履行期間は合意によって決定され、2006年4月3日までの11月2週とされた。以下に手続の要点を示す。

1999	6	1	米国は、EC に対して協議要請。
		9	協議実施。
2003	4	4	米国、追加協議要請。
		17	豪州、EC に対して協議要請。
	5	23	協議実施。
	8	18	米国及び豪州、DSB に対してパネル設置要請。
	10	2	DSB、米国及び豪州の要請に対して単一のパネル設置。
2004	2	13	米国及び豪州、DG に対してパネリスト選任の要請。
	2	23	DG、パネリスト選任。
	2	24	EC、パネル設置要請が DSU6.2 条に反するとの中間判断を要請。
	4	5	パネル、EC の要請を却下。

	6	23-24	第1回会合
	8	11-12	第2回会合
	11	16	中間報告書発出。
	12	21	最終報告書送付。
2005	4	20	パネル報告書採択。
	6	13	RPTに関する合意の通知。

第三国参加した加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、中国、カンボジア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、台湾、トルコである。米国・豪州は、いずれも他の当事国の手続について第三国としての地位を留保している。

## II. 判断事項

### 1. TRIPS 協定及び GATT 上の内国民待遇義務

#### (1) 地理的表示の保護の利用可能性

##### (a) 事案

米国は、同等性及び相互主義要件、すなわち地理的表示保護規則が、EC の地理的表示に対する同等の保護を認めているとの要件を充たさない国の地理的表示の保護を認めていないという点について内国民待遇義務その他の違反を主張し、EC はこれに反論している。

この措置についてはまず、事実問題として、同等性及び相互主義要件が、WTO 加盟国に関連する地理的表示にも適用されるかどうかの問題になったが、パネルは適用されると判断した。

##### 当事国の主張

EC は、地理的表示保護規則 12 条(1)は、WTO 加盟国に存する地理的領域には適用がないと説明した。その証拠として、同条柱書が、WTO 協定を含む「国際条約に反することなく」適用すると規定していることを挙げた(7.41 項)。<sup>1</sup>

米国は、かかる説明を歓迎するも、EC が上記立場を実行できるとは考えないと主張した。その理由として、条文の文言、TRIPs 理事会等において EC が異なる立場を表明していたこと、パネル会合においても異なる立場を表明していたこと等を挙げた(7.54 項)。

##### パネルの判断

パネルは、条文の規定振りを詳細に検討して、地理的表示保護規則 12 条

(1)の意味は、WTO 加盟国か否かに関わらず EC 域外国に存する地理的領域に適用される規定であると判断した(7.74 項)。具体的には、「第三国」の要請に基いて同等の保護を規定していると判断した場合、EC 当局は、12 条 a の手続を適用するとされる(7.63 項)ところ、この手続は、要件を充たす第三国にのみ適用されることになっているので、要件を充たす WTO 加盟国に適用される別の手続が存在しないことになる(7.65 項)。その他の条文においては、12 条(3)に規定された手続において承認されている第三国に言及するに当たり、WTO 加盟国への別段の言及がない。これらの条文は、WTO 加盟国が「第三国」に含まれ、12 条(3)に規定された手続による承認が必要であることを示している(7.67 項)。なおこの点については EC J その他国内裁判所による関連条文の解釈の形では、先例がない(7.74 項)。

また、パネルは、以下のように述べた。米国は、EC 当局による地理的表示保護規則の解釈を含む言明を提示する。かかる言明は有用であるが、その有用さは、言明の内容となされた状況に依存する。内容が明確であり、公的な資格でなされた言明は、関連性が強い(7.76 項)。EC 当局は、登録システムが一義的に国内の地理的表示を対象としたものであり、外国の地理的表示について国際条約が締結されない限り登録しないとした複数の国の立法例に言及している(7.79 項)。2002 年 3 月に改正を提案した時点で EC 委員会の説明では、「EC の地理的表示保護制度をモデルとして世界中に広める狙いがあるが、相互主義ベースで EU 域外国を勧誘する」旨述べている。この証拠は、上記言明を補強する(7.82 項)。パネルは、”without prejudice to international agreements”という文言に関する EC の説明には説得されなかった(7.89 項)。

EC は、さらに地理的表示保護規則 12 条(1)は、地理的表示の場所によっては区別しているのみで、地理的表示に関する権利者の国籍に応じては保護を差別している訳ではないため、TRIPS 協定上の内国民待遇義務には反しないとする(7.91 項)。この主張も、12 条(1)が WTO 加盟国に適用されないという主張と矛盾しており、パネルは EC にクラリフィケーションを求めたが明確な回答は得られなかった(7.92 項)。

これらの理由により、パネルは、”without prejudice to international agreements”という文言に関する EC の説明は説得的でない判断した(7.96 項)。

また、地理的表示保護規則は、EC が締結した国際条約の効力を明示に受け入れることを意図するとは示していない。2003 年 4 月の改正は TRIPS 協定に言及しているが、これは、WTO 加盟国の国民に拒否権を及ぼすことを

正当化する限りにおいてそうしているに過ぎない。EC は、1994 年 GATT を考慮しなければならないとするが、そのようなことはどこにも述べられていない(7.100 項)。

DSU11 条にしたがって objective assessment をする限り、12 条(1)の適用範囲に関する EC の説明を受け入れることはできない(7.101 項)。EC の主張が地理的表示保護規則のテキストに反映されているならば、異なる結論に至ったかもしれない(7.103 項)。

(b) TRIPs 協定上の内国民待遇義務違反

同等性及び相互主義要件について、TRIPs 協定 3.1 条に違反するかどうかの問題となった。同条の規定は以下のとおり。

1 各加盟国は、知的所有権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、1967 年のパリ条約、1971 年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についてのみ適用する。・・・

パネルの判断

TRIPs 協定 3.1 条違反を立証するには、二つの要素の証明が必要である。一つは、対象措置が、「知的財産権の保護に関」するものであること、もう一つは、自国の国民に対する取り扱いよりも「不利でない待遇」をその他の国民に付与していることである(7.125 項)。

「保護に関し」とは、TRIPs 協定 3 条の脚注 3 において例示がなされており、知的財産権の利用可能性、取得などに影響する事項に関する事項を含むものとされている(7.126 項)。また「知的財産権」については、1.2 条に説明があり、2 章の 1 節から 7 節までの対象とされている(7.127 項)。地理的表示保護規則は、地理的表示に関する知的財産権の利用可能性に言及しており、地理的表示が 2 章 3 節の対象である地理的表示に該当することに争いが無い(7.128 項)。

本件においては、EC 域内の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域内の地理的表示を用いる非 EC 国民、及び EC 域外の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域外の地理的表示を用いる非 EC 国民との比較を行うとした(7.153 項)。

TRIPs 協定の目的・趣旨は、協定が規定する待遇を他国の国民に付与する 1.3 条に規定する義務に依存している。仮に、密接に関連する代替的なクライテリアたとえば生産地に基づいて、自国の国民にある待遇を付与し、他の

加盟国の国民に対して同じ待遇を付与しないことができるならば、TRIPS 協定の目的は、重大な悪影響を受ける(7.199 項)。パネルは、国籍と、居住地及び設立地との密接な関連が地理的表示保護規則において認識されていることに注意を払う(7.201 項)。

保護の機会に及ぼす本件地理的表示保護規則の”design and structure”の含意は、EC 域内国国民とその他の加盟国の国民に対して異なる手続が適用されることにより、他の加盟国の国民に不利に異なる待遇が付与されることである(7.203 項)。

本件地理的表示保護規則は、地理的表示の保護を利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定 3.1 条に違反する(7.213 項)。

#### 当事者の主張

米国の主張：EC 国民は、その居住地の地理的表示の登録ができるのに、米国その他 WTO 加盟国の国民はその居住地の地理的表示の登録ができないという点で内国民待遇義務違反である。地理的表示の所在国と権利者の国籍との区別は無意味である。なぜなら、地理的表示の権利者の圧倒的多数がその地理的表示が関係する地域の国民であるからである(7.105 項)。GATT3 条 4 項の先例が有益な指針を提供する。3 条の広範かつ基本的な目的は、租税及び規則の適用について保護主義を排除することである。本件地理的表示保護規則は、これまで GATT3 条違反として争われた措置と同様に、相互主義と同等性との要件を充たさない国において生産するその国籍を有する国民に対して便益を組織的に否定する明らかな保護主義的構造を有するものである(7.107 項)。

EC の主張：12 条(1)は、EC 域内の地域に関する地理的表示かそうでない地域に関する地理的表示かの区別に基づいて異なった手続を定めているのであり、権利者の国籍に基づく区別はしていない。EC 域内地域については、生産者の国籍は考慮していない(7.112 項)。GATT3 条の先例は関連性が無い。WTO 協定に共通の「差別」の概念は存在しえず事実上の差別の概念は移植不可能である(7.114 項)。

#### 論点

##### 「国民」(nationals)の定義

「国民」(nationals)の定義に関連して、TRIPS 協定 1.3 条の脚注 1 における”separate Customs territory Member of the WTO”に EC が該当するかどうかの問題となり、パネルは含まれないと判断した。TRIPS 協定の目的・趣旨は、WTO 加盟国の国民に知的財産権保護を付与することであり、上記脚注 1 は、

国籍をもてない関税地域についてのみなし規定である。(7.155 項～7.167 項)

#### 内国民待遇義務違反の判定基準

パネルは、形式的に同一である規定を適用していても内国民待遇義務に違反し得るとした。その根拠として、GATT3 条 4 項に関連して、異なった取扱いをすることによって輸入品に有利な待遇を与えている場合もあるし、形式的に同一な規定が実際には不利な待遇を輸入品に付与している場合もあるとした米国 337 条パネル(7.173 項)、輸入品と国産品との取扱いが異なることで直ちに GATT3 条 4 項に違反するとはいえないとした韓国一牛肉上級委員会報告書等を引用して(7.174 項)、同様に、TRIPS 協定 3.1 条においても、同一の取扱いであるからといって直ちに違反がないとはいえないとした(7.176 項)。

次に、3.1 条における審査基準は、機会の事実上の平等(effective equality of opportunities)であり、同等の状況において同種類の知的財産権に関する機会を得ようとしている国民同士を比較する必要がある(7.181 項)。パネルは、地理的表示保護規則の下で地理的表示の保護を迫りたい他の加盟国の国民という集団と、地理的表示保護規則の下で地理的表示の保護を迫りたい EC 域内の国民という集団との比較をする必要があるとした(7.182 項)。

EC は、事実上の差別は、義務の迂回がある場合に限定されるべきであるが、本件では、GATT1994 上の内国民待遇義務の適用があるため、事実上の差別を問う必要はないと主張した(7.183 項)。しかし、パネルは、義務の迂回は、GATT1994 によって迂回が規制されるとしても、3.1 条について、製品の地理的原産地とのつながりがない他の知的財産権と異なった取扱いはできないとした(7.184 項)。

#### 内国民待遇義務違反の認定

地理的表示保護規則の 5 条(1)及び 5 条(2)は、地理的表示の登録の申請適格者を、一定の条件を充たす自然人又は法人の集団に限定し、その生産する製品についての申請に限定している(7.186 項)。また、2 条(2)(a)及び(b)は、地理的表示の登録を当該地域において生産又は加工が行われた製品に使用されるものに限定する(7.187 項)。登録における仕様書に従った製品だけが当該登録された地理的表示を利用できる(7.188 項)。パネルは、これらの条項が、人と、特定の加盟国の地域と、保護の利用可能性との間の結び付きを形成しており、特定の生産等の活動を特定の地域で行わなければならないものとしている(7.189 項)。また、地理的表示の地域で生産活動等を行う自然人・法人の圧倒的多数は当該地域を含む加盟国の国民である(7.194 項)。EC が提出した外国国民が地理的表示の保護を得ている例は、いずれも EC 企業を買収した外国企業の例であって、むしろ EC 域内の地理的表示と EC 国国民との牽連性を示

すものであるとする(7.197 項)。

#### TRIPS 協定の内国民待遇義務と GATT の内国民待遇義務との関係

EC は、TRIPS 協定 3.1 条と GATT1994 との内国民待遇義務とが”systematic overlap”をするべきではないとする(7.205 項)が、パネルは、不利な待遇の立証が各協定において異なるので問題ないとした(7.206 項)。EC は、GATT と異なり、TRIPS 協定に 20 条例外がないことを考慮すべきとする(7.207 項)が、パネルは、GATT と TRIPS 協定は並列の関係にあり(7.208 項)、TRIPS 協定は、何らかの事項を開拓し又は使用する積極的な権利の付与でなく、特定の行為を妨げる消極的な権利の付与を規定するものであり、知的財産権の範囲外の公共政策目的を追求する措置の導入を妨げないとした(7.210 項)。

#### (c) パリ条約 2 条

パリ条約 2 条は以下のように定める。

(1) 各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受する。すなわち、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。

(2) もつとも、各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない。

パネルは、パリ条約 2 条 1 項については、訴訟経済を理由に判断を避け(7.216 項)、2 項については、違反がないとした。その理由として、第一に、地理的表示保護規則が住所地又は施設を有するとの要件を課していないこと(7.216 項)、第二に、地理的表示保護規則のデザインと構造とが EC 域内の地理的表示を使用する人が EC の当該地域内に住所地又は営業所を有するように機能していること、また第三国における保護の利用可能性については、当該第三国が同等性又は相互主義の条件を充たしているかどうかによって決まり、EC 域内に住所地又は施設を有することを求める必要がないことを挙げる(7.217 項)。

#### (d) GATT 上の内国民待遇義務

##### パネルの判断

結論としては、内国民待遇義務違反を認めた(7.238 項)。地理的表示規制を見ると、農業や食品産業による販売品の購入にまで影響が及ぶ(7.227 項)。地

地理的表示の使用については、違反する産品を排除する手立てを地理的表示保護規則は定めることにより、地理的表示を使用する産品を保護している(7.231 項)。EC 産の農産物及び食品は、地理的表示保護規則の要件を充たせば地理的表示の保護を受けられるのに対し、相互主義の要件を充たさない加盟国産の産品は、かかる利益を受けられないという点で待遇が異なる(7.233 項)。

(2) 申請手続

(a) 事案

EC 域内国の地理的表示の登録申請は当該地理的表示の関連する国の政府に提出し、政府が正当と認めたもののみ EC 当局に送付される(5 条(4)・(5))が、EC 域外国の地理的表示の登録申請も、当該国の政府に提出され、政府が正当と認めたもののみ EC 当局に送付されることになっている(12a 条(1)・(2))(7.240 項～243 項)。米国は、この取り扱いが、TRIPS 協定及び GATT 上の内国民待遇義務違反を構成すると主張した。

(b) TRIPS 協定 3.1 条

域内国の政府は、本件地理的表示保護規制を実施するため、登録申請手続を整備する義務を負っている(7.271 項)。また域内国の申請者は、司法的な手続を含めて申請の検討を確保する途がある(同上)。これに対して、域外国の政府は、EC 法上の義務を有せず、申請書類を検討する義務もない(同上)。域外国の地理的表示の登録申請者は、域内の地理的表示の登録申請者が直面しない問題に直面している(7.277 項)。よって、本件申請手続は、結論として、EC 域外の WTO 協定加盟国の国民に対して、EC 域内の国民に付与しているのよりも不利な待遇を与えていると考える(7.281 項)。

(c) GATT3 条 4 項

パネルは、申請書が出せなければ地理的表示の登録もあり得ないなどとして、内国民待遇義務違反を認定した(7.292 項等)。

(3) 異議手続

(a) 事案

地理的表示保護規則は、地理的表示の登録申請に対する異議について、EC 外の WTO 加盟国からの異議については、同国政府を経由して行うものとする(7.311 項)。米国は、かかる取り扱いの違いが、TRIPS 協定上の内国民待遇義務(3.1 条)及び TRIPS 協定 2.1 条によって取り込まれたパリ条約 2 条に違反すると主張した(7.313 項)。EC は、かかる違いは、実質的な違いをもたらさないと反論した(7.317 項)。

(b) TRIPS 協定 3.1 条

### パネルの判断

パネルは、政府による異議の証明と伝達とを要求する点で、TRIPS 協定 3.1 条に反して他の国の国民に対して不利な待遇を付与していると判断した。(7.345 項)

「知的所有権の保護に関し」の要件は充たされる。対象事項が第 2 部第 3 節の地理的表示の一部であり、したがって、TRIPS 協定 1.2 条の意味における知的所有権であること(7.330 項)、さらに異議手続は、62 条第 4 段落で認知されているように取得手続に関連するものであるからである(7.329 項)。

「不利な待遇」の要件も充たされる。異議については、異議者の居住地又は設立地によって取り扱いが異なっており(7.333 項)、これらは国籍と密接な関係がある。(7.334 項)知的所有権の保護に関する「機会の事実上の平等」について検討するにあたり、地理的表示保護規則の”fundamental thrust and effect”に焦点をあてた(7.335 項)ところ、EC 域外からの異議については、当該関係国の政府が証明及び伝達をしなければならないという点で不利である(7.341 項)。

#### (c) パリ条約 2 条

### パネルの判断

パネルは、異議手続については、住所地又は設立地の要件を課していないので、パリ条約 2 条に違反しないとした(7.347 項)。

同等性及び相互主義の要件については、WTO 加盟国に対して要求されていないので、TRIPS 協定 3.1 条及び同協定 2.1 条によって取り込まれているパリ条約 2 条(1)に違反しないとした。(7.352 項)また異議適格についても、EC からの異議と非 EC からの異議とで異なるという立証がないとして、違反はないとした。(7.362 及び 7.365 項)また、GATT 上の内国民待遇義務に関しては、異議を提出する人の利益と地理的表示の登録を付与される製品とそれ以外の製品との間の関係の立証がないとして違反を認めなかった(7.373 項)。

#### (4) 検査手続

##### (a) 事案

第三国内の地域に関連する地理的表示の登録を受けるためには、第三国が同等性及び相互主義の要件を充たすとされるためには、登録された仕様に産品が合致しているかどうかを検査する体制が整っていることの立証が必要であるが、EC 域内の場合は不要である(7.380 及び 7.381 項)。

##### (b) TRIPS 協定 3.1 条

### パネルの判断

TRIPS 協定上の内国民待遇義務については、第一に、検査機関が EC の定める基準を充たさない国の商標権者等は登録を受けられないという点は、基準が共通であり、かつ ISO/IEC のガイドとも同一という点で問題がない(7.417 項及び 7.420 項)。第二に、民間の検査機関しかない国についても検査機関の存在について国の立証が要求されるという点では、民間の検査機関しかない第三国の申請者は不利な待遇を受けるので、TRIPS 協定 3.1 条の内国民待遇義務に違反するとした(7.428 項)。

#### (c) GATT 上の内国民待遇義務

### パネルの判断

GATT 上の内国民待遇義務については、検査機関が EC の定める基準を充たさない国の商標権者等が登録を受けられないという点は、内国民待遇義務に反しないが、民間の検査機関しかない第三国の申請者は不利な待遇を受けるとの点は、違反するとした(7.441 項)。また、EC は 20 条(d)の例外を主張するが、代替的な手段として何ゆえに EC 域内での検査手続では足りないのか立証がない(7.459 項)として、例外を認めなかった。

#### (5) 表示要件

### 当事者の主張とパネルの判断

豪州は、本件表示要件について、TBT 協定にいう「強制規格」(technical regulation)であって、国産の同種の製品との関係で輸入品に対して不利な待遇を付与している点で同協定 2.1 条に違反すると主張する(豪 7.426~435 項)。EC は、EC 域内の複数国において同一の地理的表示が問題となる場合は、別の条文中で規定されていること、本件表示要件は、同一の地理的表示が EC 域内及び域外国に存在する場合に登録をするための条件を設定するものに過ぎないなどの理由で、「強制規格」に該当しないとし、また輸入品に対して不利な待遇を付与するものではないなどと反論した(豪 7.436~7.441 項)。

パネルは、本件表示要件は、「強制規格」に該当する(豪 7.458 項)が、EC 域内産品と輸入品との間で適用される条文が異なっているというだけでは「不利な待遇を付与している」とはいえないとし、域内産品に適用される条文について、輸入品に適用されるのと同じ要件を課すように適用できないことは証明されていないとした(豪 7.475 項)。

### 本件表示要件は「強制規格」か

「強制規格」該当性について、パネルは、以下のように判示した。強制規格は、附属書 1.1 において以下のように定義されている。

製品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について

規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの(適用可能な管理規定を含む。)。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書

「産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書」に該当するか否かについて、まず当事国で争いがあるが、パネルは、本件表示要件がラベリング要件であると認定する(豪 7.447 項)。本件表示要件が、「産品の特性」を規定しているか否かについては、本件表示要件がラベリング要件であると認定するが、附属書 1.1 項において、強制規格の一例としてラベリング要件が明示に言及されている(豪 7.448 項)。「産品又は生産工程若しくは生産方法について適用される」とは、ラベルの内容を限定するものではなく、ラベリング要件が何に適用されるかを定めるものであり、産品に適用されるものとされている。つまり産品に適用されるラベル自体が産品の特性の一である(豪 7.449 項)。要約すれば、製品ラベルに記載しなければならない事項を要求すれば、製品の特性を記載していることになる。この解釈は、ラベリング規制については、要求される事項の如何に関わらず 2.9 条における通知義務の対象となるとした TBT 委員会における決定とも整合的である(豪 7.451 項)。よって、本件表示規則は、「産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書」である。

「遵守することが義務付けられている」

「遵守することが義務付けられている」か否かについては、“mandatory”の通常の意味は、「命令の結果として義務的である」ということである。EC 規則は、対象の産品が登録の利益を受けるために「義務的」であることを示している(豪 7.453 項)。EC は、域内で対象産品を販売するためには義務的な要件でないと主張するが、先例上、ある産品が特定の特性を有することを積極的に要求することもできるし、ある産品が特定の特性を有しないことを消極的に要求することもでき、いずれも「義務的」であるとされた(豪 7.454 項)。

本件表示要件については、製品の規格に合致する産品だけが地理的表示又は同等の表示を使用することができる。また、未登録の同一の地理的表示を用いた農産品又は食料品は、既登録の地理的表示と抵触する名称では EC 内で販売することができない(豪 7.455 項)。本件表示要件を充たさない産品は、EC

域内の保護される名称と同一の地理的表示を使用している産品は、登録された地理的表示を使用できない、等の範囲では遵守が”mandatory”であるといえる(豪 7.456 項)。なお、特定可能な産品を対象とするものでなければ、強制規格は遵守が不可能であるが、本件表示要件は、対象産品を特定していないが、農産品・食料品を広く対象とするものである(豪 7.457 項)。よって、本件表示要件は、「遵守することが義務付けられている」ものである。

以上から、本件表示要件は、「強制規格」に該当する。EC は、GATT9 条の対象である原産地表示であるから、TBT 協定 2.1 条の内国民待遇義務には服し得ないと主張する(豪 7.460 項)が、TBT 協定は、表示要件を特定して「強制規格」の定義に含めており、原産地表示について除外するとした明文の規定もない(豪 7.461 項)。

#### 本件表示要件は輸入品に不利な待遇を付与しているか

本件表示要件(12 条 2 項)と EC 域内における地理的表示についての規定(6 条 6 項)は、形式上違いがあるが、それだけでは輸入品について不利な待遇を付与していると結論することはできない(豪 7.469 項)。重要な点は、EC がこれら二つの要件を同様に実施することを妨げる規定がないということである(豪 7.470 項)。豪州は、両者の形式上の相違が、輸入品に対して不利な待遇を付与しているとの証拠を提出していない(豪 7.473 項)。

### (6) 規制委員会

#### (a) 事案

地理的表示保護規則上、EC 委員会は申請された地理的表示の登録の是非を決定するにあたり、委員会に諮問することになっている(豪州 7.387 項)。

#### (b) TRIPS 協定 3.1 条、パリ条約 2 条及び GATT 上の内国民待遇義務

豪州は、当該委員会に非 EC の商標権者を代表する利害関係者が参加していないことが、TRIPS 協定上の内国民待遇義務及び TRIPS 協定 2.1 条によって取り込まれたパリ条約 2.1 条に違反すると主張した(豪州 7.390 項)。また、GATT 上の内国民待遇義務にも抵触すると主張した(豪州 7.403 項)。

パネルは、かかる主張を認めなかった。この点の違いが、異なる地理的表示についての異なる取り扱いに当然つながるものではなく(豪州 7.400 項)、また手続的公正等は、TRIPS 協定 3.1 条及びパリ条約 2.1 条の内容でない。(豪 7.401 項)GATT 上の内国民待遇についても同様の理由である(7.406 項)。

## 2. 地理的表示と登録済み商標との関係

### (1) 事案

EC 法上、地理的表示に関する権利は、登録済みの商標権の独占権の例外と

なり、登録商標と類似であっても、地理的表示として登録されれば使用できる(7.517 項)。ただし、地理的表示と他の標章を組み合わせ、又は一体の標章の一部として用いることまでは認められていない(7.518 項)。既登録の地理的表示と抵触する商標は登録できない(7.159 項)。ただし、従来から使用されている商標については、地理的表示の登録後も使用できる(7.521 項)。また、14 条(3)は、「産地表示又は地理的表示は、商標の評判又は名声及びその使用期間の長さに照らして、その登録によって製品の真正な同一性について消費者を誤認させる場合には、登録できない」とする。

## (2) TRIPS 協定 16 条 1 項

### パネルの判断

パネルは、すでに登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点については、TRIPS 協定 16 条 1 項に違反するが、17 条によって正当化されるとした。

### (a) TRIPS 協定 16 条 1 項

#### 当事者の主張

米国は、商標権者が、登録済み商標との誤認混同の可能性のある地理的表示の使用を禁止できないことが TRIPS 協定 16 条 1 項に抵触するとした(7.512 項)。

EC は、地理的表示保護規則 14 条(3)が、登録済み商標と混同される可能性のある地理的表示の登録を十分に防止しているので問題はないと主張している(7.540 項)。また、地理的名称は一義的には識別力がないとして商標登録はできず、特定の産品を連想させず、また連想されるようになる可能性もないと合理的に考えられる場合又は使用によって識別力を獲得した場合のみ商標として登録される(7.541 項)。

#### パネルの判断

TRIPS 協定 16 条 1 項は、登録商標の権利者に対して、同一又は類似の表示を登録した産品・サービスと同一又は類似の産品・サービスに使用し、その使用に混同を招来するおそれがある場合、かかる使用を禁止する排他的権限を与えなければならないものとする。同項末文の例外規定は地理的表示のためのものではない(7.601 項)。結論的には、同項は、商標権者に対して、地理的表示を含め、特定の使用を禁止する権限を付与することを義務付けている。TRIPS 協定 24.5 条は、本件には適用がなく、商標権の制限を正当化する規定ではない(7.625 項)。TRIPS 協定 24.3 条は、協定発効前に存在する地理的表示の保護に関する規定であるが、その時点では個別の地理的表示は保護されていなかったもので、適用がない。

事実に関して、パネルは、米国の主張は一見して正当であるとした(7.562 項)。14 条(3)について、消費者を誤認させる場合にのみ地理的表示の登録を禁止している(7.559 項)。また同条について、評判や名声を獲得していない登録商標については類似であってお地理的表示の登録が可能であると認定した(7.560 項)。また、関連する規定の文言から、誤認混同が発生するおそれのために地理的表示が登録できない場合は、誤認混同のおそれが生じるとして登録商標権者が使用を禁止することができる場合の一部のみをカバーしている(7.561 項)。地理的表示保護規則 14 条(3)は、商標が 14 条(2)に該当し、当該商標の権利を制限することとなる状況が発生させないようにしているとはいえない(7.575 項)。

(b) TRIPS 協定 17 条

パネルの判断

TRIPS 協定 17 条は、商標権について、たとえば記述的言語の公正使用など”limited exceptions”を規定することができるかとされている。ただし、当該例外は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮したものでなければならない。17 条は、13 条その他と異なり、「通常の利用を妨げず」や「権利者の正当な利益を不当に害しない」といった文言が使用されておらず、第三者の正当な利益について権利者と対等の地位を与えられている。また対象事項が商標権であって他とは異なる。したがって、13 条その他の先例への言及は有益だが、17 条は、その文言に即して解釈されるべきである(7.649 項)。

”limited”といえるためには、原則を undercut するようなものであってはならない、とするのが同様の文言を有する TRIPS 協定 30 条に関するカナダ医薬品特許における先例である(7.650 項)。例示されている「記述的言語の公正使用」の例外からみて、利益を受ける第三者や除外される対象製品の数等に限界がなくてもよい。また対象となる商標権や商標権者の数に限定がなくてもよい(7.654 項)。

EC の地理的表示保護規則は、TRIPS 協定 17 条にいう”limited exception”を構成するものである(7.661 項)。地理的表示保護規則は、登録された仕様に合致した製品についての使用だけが許容される(7.655 項)。登録された仕様に合致した製品を登録した地理的表示に使用する第三者に対してのみ適用される例外である(7.656 項)。他の表示と組み合わせた使用、他の言語によるバージョンの使用などは、登録された地理的表示の使用としては認められていない(7.657 項)。一旦登録された地理的表示については、混同のおそれとは無関係に使用できるが、混同のおそれを根拠に登録に対する異議は可能である(7.658 項)。米国は、地理的表示制度について、登録された商標の権利が、単

なる使用权になってしまうと主張するが、EC によれば、当該地域以外で生産された製品又は登録された仕様に合致しない製品に対しては依然として使用差止めの権利がある(7.659 項)。

(c) TRIPS 協定 17 条但し書き

パネルの判断

また地理的表示保護規則は、17 条の但し書きを充たすので、17 条の例外に該当する(7.688 項)。

17 条但し書きについてはまず、**legitimate interest** とは、関連する公共政策又は他の社会的規範によって支持されるものである必要がある、とするカナダ医薬品特許のパネル報告書を支持する(7.663 項)。商標権者の利益が正当であることは 17 条において明示に特定されていることから支持される。商標の機能は、商業過程において产品及びサービスを区別することである。商標の保有者は、その商標が機能を果たせるように自他識別力を維持することに正当な利益を有する。また、名声から生じる商標の経済的価値についての正当な利益を有する(7.664 項)。パネルは、地理的表示保護規則が定める例外が、上記権利者の正当な利益を考慮するものであるとした(7.673 項)。

17 条但し書きにおける、**third parties** に消費者が含まれることは同意されている。消費者は、混同を防止するため製品又はサービスが区別されるようにすることに正当な利益を有している(7.676 項)。パネルは、地理的表示保護規則の定める例外がかかる利益を考慮したものであるとした。

米国は、商標のライセンシーも正当な利益を有すると主張するが、パネルは、商標権者の利益と同じであるとして別段の考慮は不要であるとした(7.680 項)。

EC は、地理的表示の使用者も **third parties** に含まれると主張し、パネルはこれを認めた(7.681 項)。地理的表示の使用者の正当な利益は、TRIPS 協定において地理的表示が保護されることに反映されており、原産地その他を特定できることにあるとした(7.682 項)。17 条が例示する例外に照らせば、地理的表示は、知的財産権であり記述的言語ではないが、記述的言語の公正使用と類似の機能があり、使用者の利益は正当である(7.683 項)。地理的表示保護規則は、地理的表示の使用者の正当な利益を考慮している(7.684 項)。

3. TRIPS 協定/GATT 上の最恵国待遇義務

パネルの判断

米国は、地理的表示保護規則が、第三国の地理的表示について同等の保護を求める点で、これを充たす第三国の国民とそうでない第三国の国民との間で差別が

あるという点で TRIPS 協定上の最恵国待遇義務に反すると主張した。(7.689 項)しかし、たとえ、すべての第三国の承認を拒否しても、TRIPS 協定上の内国民待遇義務に違反することになるので、最恵国待遇義務違反を検討する意味がなく、訴訟経済の観点から検討しないこととする(7.709 項)。

米国は、本国において同等性の保護が要件とされている点について、GATT 上の最恵国待遇義務違反を主張した(7.710 項)。しかし、パネルは、追加的な救済にならないことから訴訟経済を理由に判断を回避した(7.716 項)。

米国は、申請及び異議の手續において、同等性及び相互主義等の要件を充たす国の nationals とそれ以外の国の nationals とで取り扱いが異なるため、最恵国待遇義務違反であるとした(7.717 項)。しかし、パネルは、上記違いは政府の違いであり、nationals 間の違いではないとして、最恵国待遇義務を認めなかった(7.721 項)。

#### 4. 地理的表示の最低保護水準

##### 当事者の主張とパネルの判断

米国は、地理的表示保護規則が、同等性及び相互主義要件を充たさない国の地理的表示を EC において保護する手段を付与していない点で、地理的表示の最低保護水準を定める TRIPS 協定 22.2 条に違反すると主張した(7.730 項)。また、第三国の地理的表示については、当該国政府の認証と伝達とを必要とするという意味で 22.2 条に違反すると主張した(7.731 項)。

パネルはかかる主張を認めなかった(7.758 項)。同等性の要件については、地理的表示の保護以外の保護の方法も存在し、それらについて米国は議論をしていないので、保護の最低水準を充たしていないことの証明が足りないとした(7.750 及び 7.751 項)。異議の手續については、TRIPS 協定 22.1 条に規定がないとした(7.754 項)。

#### 5. その他の主張

パリ条約 10 条の 2 及び 10 条の 3 及び個々の登録に関する申立て(豪州)については省略する。

TRIPS 協定第 3 部、1.1 条、65.1 条については省略する。

### III. 検討

#### 1. TRIPS 協定上の内国民待遇義務について

第一に、パネルは、同等性及び相互主義要件などによって、地理的表示の利用

が当該地域との関連性のあるものに限定され、適格者が事実上当該地域を含む国民に限定されることから事実上の差別を認定したが、いくつか疑問があり、さらなる検討を要すると思われる。

EC が主張するように、EC の地理的表示保護制度は、地理的表示の登録申請者及び使用者について国籍要件を課していない。EC 以外の国民・法人も、他の要件を充たしさえすれば EC 域内の地域に関連する地理的表示の登録の申請ができるし、また登録された地理的表示を利用できる。パネルも、このことから、「各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない」とするパリ条約 2 条 2 項違反を認定しなかった。

しかし、パネルは、TRIPS 協定上の内国民待遇義務を定める TRIPS 協定 3 条については、違反を認めた。同条は、「各加盟国は、知的所有権の保護・・・に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える」と規定しており、国籍を理由にする差別を禁止している。この規定において、パネルは、地理的表示の保護を求める EC 域外の国民と域内の国民との間の待遇を比較するにあたり、同等性及び相互主義要件その他により EC 域外の地名に関わる地理的表示が EC 域内の地名に関わる地理的表示よりも不利な待遇を受けていることを EC 域外の国民と域内の国民との待遇の違いと同視して違反を認定した。

パネルが指摘するように、EC 域内の地名を用いる地理的表示を使用する製品の生産者のほとんどは EC 域内の国籍であろうし、EC 域外の地名を用いる地理的表示を使用する製品の生産者のほとんどは EC 域外の国籍であろう。したがって、EC 域外の地名に関わる地理的表示の登録が EC 域内のそれに比較して不利になっているとすれば、EC 域外の国籍を有する生産者が不利になっているのと同じであるという議論は一見すると筋が通っているように見える。しかし、TRIPS 協定 3 条は、明示に国籍に着目して内国民待遇義務を定めており、パネルの判断を直ちに支持すべきかどうか疑問が残る。

この問題を考えるためには、EC の地理的表示保護制度の基本的性格を考える必要がある。地理的表示保護制度が不正競争防止法のような表示規制であるとするれば、国内・国外に関わらず一定の要件を充たす表示たとえば著名な表示についてフリーライドその他を規制して保護するのが自然であり、EC 域外の地理的表示について保護の程度を変更することは正当性に欠ける。これに対して、各地の特産品の維持・振興を目的としたいわば産業ないし地域政策であるとするれば、国内産品の表示に限定したものとなるのが当然であり、国外の地理的表示をも保護対象としなければならない政策的必然性がそもそもない。政策的必然性と協定整合性とが連動しなければならない理由はないが、政策的必然性がある措置まで違反

とする解釈には注意が必要であろう。

以上のような観点から、EC の地理的表示保護制度の趣旨を考えた場合、表示規制であることは間違いないが、一般の表示規制の上乗せをしている点については産業ないし地域政策としての色彩が強いのではなかろうか。表示規制とのみ捉えると、とくに EC の制度は、出所の誤認を招来する可能性のある表示のうち何ゆえ地理的表示の保護を強化したのか説明がつきにくい。生産者、品質等の誤った表示も消費者を誤導し、またフリーライドのリスクを生じさせることは明らかであるが、EC の地理的表示保護制度は、そのうち地理的表示についてのみ保護を強化するものであるから、その正当性を表示規制としての性格に求めるわけにはいくまい。地理的表示が保護されるための要件として、当該地域原産であること(当該地域の原料を使用し、又は当該地域において生産されるなど)のほか、一定の評価・名声を有していることが要求されるほか、登録された地理的表示が一定の製法や品質などを維持する製品についてのみ使用を許されるなどの制度の特徴に鑑みると、EC の地理的表示保護制度は、表示規制の単純な発展形というわけではなく、産業ないし地域政策といった政策的意図から一定の表示の保護を特例的に強化(事前登録制にすることにより差止めが可能な範囲を明示する)するものとみるべきではなかろうか。そうであれば、地理的表示保護制度は国内の地理的表示だけを対象とするのが当然であり、EC が域外の地域の地理的表示の登録を認めているのは、むしろ域外の地理的表示の優遇というべきであって、域内を優先しているとして内国民待遇義務違反を問われるとするのは違和感がある。むしろ、かかる国産品又は国産品を原料として用いた別の国産品の地理的表示のみについて保護するとすれば、かかる地理的表示を使用する国産品と、これと競争している輸入品との競争関係を国産品に有利に歪曲する(フリーライドからの保護を容易にする)ものであり、GATT 上の内国民待遇義務違反となる可能性があり、つまり、知的財産権のレベルでなく、モノの貿易のレベルで是正を求められるとみるのが素直であろう。

そもそも知的財産権に関する内国民待遇義務の意義は、一義的には、知的財産権に関する権利能力において外国国民が差別されないことを内容とするもので、外国において成立した知的財産権の効力を認めることを内容とするものであろうか。後者は、たとえば周知商標の保護のように、内外無差別を超えた知的財産権の国際的調整の問題として扱われているのではないか。ところが、パネルの判旨では、先に見たように、EC 内の地域の地理的表示だけでなく、EC 域外の地域の地理的表示の登録も認める必要があるとして、事実上、地理的表示の国際的調整を要求する結果になっている。これは、内国民待遇義務の趣旨から逸脱しているのではないか。

第二に、パネルは、地理的表示保護規則の下で地理的表示の保護を追及したい他の加盟国の国民という集団と、地理的表示保護規則の下で地理的表示の保護を追及したい EC 域内の国民という集団との比較をする必要があるとした(7.182 項)が、このような集団間の比較は、GATT 上の内国民待遇義務違反の評価基準(特にアスベスト)と整合性があるかどうか疑問がある。

## 2. GATT 上の内国民待遇義務について

パネルは、特定の EC 産品については地理的表示を登録することができるのに対して、非 EC 産品については同等性及び相互主義要件を充たさなければかかる登録が認められないことをもって GATT 上の内国民待遇義務違反を認定した。パネルは、「産品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件」に該当するかどうかについては、農産品及び食料品の販売のための提供における特定の名称の使用に関する規制であるとして、GATT3 条 4 項の対象となることを認めている(7.227 項)。EC 自身も、同等性及び相互主義要件については GATT 上の内国民待遇義務に違反することを認めている。

確かに、同じ地理的表示を用いる輸入品と国産品との関係に限定せずとも、一般に、特定の表示保護(たとえば商標権制度や不正競争防止法)が国産品についてのみ利用可能になっていれば、それだけ競争上有利であるといえなくはない(直接の競争関係での影響はなくても他の模倣品等から受ける影響を考えればよい)ので、内国民待遇義務違反となるとみてよいであろう。

しかし、本件で直接問題になっているのは、厳密に言えば、EC 域外の地名についての登録要件が EC 域内の地名と取扱いが違うことであり、EC 域外品と域内品との取扱いの違いではない。域外品と域内品とで取扱いが異なるのは、域外品一般と域内品一般との比較においてではなく、登録された EC 域内の地理的表示を用いる EC 域内産品と同種の EC 域外産品との間に限定される。したがって、EC 域内の地名については一定の要件を充たせば登録が可能であるとはいうものの、協定上は、具体的に登録された地理的表示が用いられた EC 域内産品との関係でのみ内国民待遇義務違反が成立し得るのではあるまいか。しかし、本件ではそこまで具体的な認定はされておらず、EC 域内産品一般と域外産品一般との比較に止まっている。この点で、パネルの判断には問題があるように思われる。

しかし、より大きな問題は、内国民待遇義務違反の部分を手直しすべきというところで終わるのではなく、そもそも地理的表示保護制度が現行 GATT 上許されるのか否かまで検討すべきかどうかということであろう。TRIPS 協定における内国民待遇義務と同じく、EC の地理的表示保護の制度趣旨を考えると、EC は、同

等性及び相互主義の要件などによって外国の地理的表示の登録を困難にしているとみるのではなく、制度の本旨から見て輸入品を不利に扱うものであり、それを同等性及び相互主義の要件などを定めて輸入品にも適用することにより問題性を緩和しようとしている、という見方のほうが自然であり、しかしかかる努力は GATT 上不毛であるということが示されたというべきではあるまいか。

まず、既に見たように、地理的表示保護制度は、単なる表示規制というよりも、産業政策ないし地域政策という色彩が強いと思われる。一定の名声を有しているかどうかを審査した上で登録を認めることに象徴的に示されているが、特定地域の名称のついた地域の特産品を一種の公共財として保護しようとしたもの、つまり、かかる特産品について生産補助金を出す代わりに、地理的表示の独占的使用権を強化することにより(フリーライドを防止し)レントの取得を確保したものではないか。つまり、制度趣旨から言えば、製品規格などと異なり、国産品・輸入品とを区別しないほうが合理的であるとはいえず、むしろ生産補助金のように、一定の国産品を対象を限定するのが制度趣旨からは自然であろう。したがって、同等性及び相互主義の要件についても、生産国政府による適格な特産品を保護するとい政策の存在が先行するのは制度の要請であり、それが内国民待遇義務に抵触するという事は、地理的表示保護制度が本質的に、国産品保護のための制度であって、生産補助金のように内国民待遇義務から除外されて別段の規制に服せしめるのでない限り GATT 上は存続不可能な制度であるということではあるまいか。

以上に鑑みると、TRIPS 協定 22 条・23 条により地理的表示の保護が要請されているが、その国内実施はそう単純ではなく、GATT とりわけ内国民待遇義務との整合性を慎重に検討しつつ行う必要があるのではないかと思われる。また、地理的表示を使用する産品が充たすべき生産条件として当該地域産の原料の使用を含んでいることもあり、これは、ローカルコンテンツ要求と類似するので、産品の使用にかかる要件として GATT3 条 4 項に違反しないという論理は見出しがたいかもしれないということも併せて考えたほうがよいであろう。

### 3. 地理的表示と商標権との関係について

TRIPS 協定 17 条但し書き上の検討において、パネルは、例外が限定的であること、及び利害関係者の利害を検討した。しかし、公共政策(public policy)に裏打ちされた利害関係であるかどうかについては、TRIPS 協定上認知されていることに言及するのみであり、また商標権者、消費者及び地理的表示の利用者の利益の相互関係についての考察がないという点で非常に形式的である。公共政策に裏打ちされた利害関係が必要というのであれば、単なる利害関係者の利害関係を個々に

考慮するだけでは足りず、総合的な考察とりわけ地理的表示保護制度の制度趣旨の検討及び商標権制度との関係の考察が必要であったと考える。

#### 4. 地理的表示保護制度と TBT 協定

本件表示要件について、強制規格として TBT 協定の対象となるかどうか争われた。本件表示要件は、EC 域内で登録されている地理的表示と類似とされる外国の地理的表示を使用している場合にのみ適用されるから、かかる地理的表示を使用しなければそもそも問題とする余地はなく、したがって販売することができなくなるわけではない。その意味で「強制規格」とまでいえるかどうか問題となる。

結論的には、ある要件に合致していなければ、特定の方法(地理的表示をそのまま用いる)で販売できないならば、「強制規格」に含まれるとされた。これは、産品に適用される特定の要件を充たさなければ販売の仕方に制限がかかるというように、遵守しなければ不利益を被る、という程度でも「強制規格」に含まれると解されたようにも見受けられ、TBT 協定の対象が拡張したと見るべきかどうか検討する必要がある。

---

<sup>1</sup> 以下では、米国パネル報告書の段落番号を用いる。豪州パネル報告書に言及するときは、その旨明記する。